

消防職員が住宅用火災警報器の取付け、取り換えを支援します！



1 支援の内容

火災警報器を購入したものの、取り付け位置がわからない、取り付けることが困難な朝倉市・朝倉郡内のお宅に、消防職員が訪問して取付け又は取替のお手伝いをします。（*配線工事が必要な取付け、取り換えはできません）

2 対象世帯

朝倉市・朝倉郡内にお住いの世帯

3 受付・お問い合わせ

受付は、消防署・分署・出張所で受付ができます。また、申請書類も備えております。

取付け等に関するお問い合わせは、予防課 指導係

☎0946-23-2752 までお問い合わせください。

住宅用火災警報器は、事前に購入をお願いします。

取付け日は、平日の17時(午後5時)までとさせていただきます。



* 消防署では住宅用火災警報器の訪問販売は一切行っておりません。悪質な訪問販売には十分ご注意ください。